

## 規 則

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

埼玉県知事 上 田 清 司

### 埼玉県規則第五十一号

埼玉県税条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県税条例施行規則（昭和二十五年埼玉県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第六条の十二第一項中、「第四十九条第五項」及び「（条例第四十九条第五項の規定による減免にあつては、公益のため直接専用する自動車が必要であると認める場合に係るものに限る。）」を削り、同条第四項中「申告をする際」を「規定により申告納付することとされている日から三十日以内」に改め、同条第五項中「特別の事情（天災を除く。）により必要があると認める場合に係るものに限る」を「前項の規定による減免を除く」に改める。

附則中第十六項を削り、第十七項を第十六項とし、第十八項を第十七項とする。

別記様式第八号中「個人番号又は法人番号」を「法人番号」に改める。

「個人番号

（法人にあつては、所在地、名称、代表者氏名及び法人番号）」

別記様式第八号の二中

は、所在地、名称及び法人番号）」に改める。

別記様式第八号の五中「個人番号（法人番号）」を「法人番号」に改める。

別記様式第九号の十一、別記様式第九号の十五、別記様式第九号の十五の二、別記様式第九号の十六の二、別記様式第九号の十六の三、別記様式第九号の二十二及び別記様式第十一号（一）中「個人番号又は法人番号」を「法人番号」に改める。

「個人番号

（法人にあつては、その名称、代表者氏名及び法人番号）」

別記様式第十一号（二）中

つては、その名称、氏名及び法人番号）」に改める。

別記様式第十一号の二中 「電話番号」又は「電話番号  
個人番号」

別記様式第十一号の四及び別記様式第十一号の六中 「個人番号又は法人番号」を  
「法人番号」に改める。

別記様式第十二号、別記様式第十二号の二及び別記様式第十二号の四中 「個人番  
号又は法人番号」

「法人番号」又は「法人番号」

別記様式第十八号の二中 「個人番号又は法人番号」

別記様式第十九号(三)及び別記様式第十九号の二(三)中 「個人番号又は法人番号」

「法人番号  
(法人の場合のみ)」

別記様式第二十九号の二中 「氏名」又は「個人番号」

別記様式第三十三号の三(一)及び別記様式第三十六号中 「平成28年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

別記様式第三十七号の三中 「個人番号又は法人番号」

別記様式第四十六号の二、別記様式第四十六号の三及び別記様式第五十八号中「個人番号(法人番号)」を「法人番号」に改める。

別記様式第六十四号の六及び別記様式第六十四号の七中 「個人番号又は法人番号」

「法人番号  
(法人の場合のみ)」

別記様式第六十五号の三の二中 「個人番号」

別記様式第六十五号の三の二中 「法人にあつては、所在地、名称、代表者氏名及び法人番号」

人にあつては、所在地、名称、代表者氏名及び法人番号

「個人番号」

別記様式第六十五号の四中  
〔法人にあつては、その〕  
〔名称及び代表者氏名〕  
〔法人にあつては、その〕  
〔代表者氏名〕

ては、その名称、) に改める。  
名及び法人番号) 」

別記様式第六十七号、別記様式第六十八号、別記様式第七十号、別記様式第七十四号の三、別記様式第七十四号の六、別記様式第七十四号の七及び別記様式第七十五号の二中「個人番号(法人番号)」を「法人番号」に改める。

別記様式第八十一号中  
「個人番号又は法人番号」を  
「法人番号(法人の場合のみ)」に改める。

別記様式第八十五号中  
「個人番号又は法人番号」を  
「法人番号(法人の場合のみ)」に改める。  
に改める。

別記様式第八十七号及び別記様式第八十八号中  
「個人番号又は法人番号」を  
「法人番号(法人の場合のみ)」に改める。

別記様式第八十九号中  
「個人番号又は法人番号」を  
「法人番号(法人の場合のみ)」に改める。

附則別記様式第二号から附則別記様式第九号までの規定中  
「氏名」を  
「氏名  
個人番号」

名  
に改める。  
」  
附則別記様式第十号及び附則別記様式第十一号中  
「個人番号又は法人番号」を  
「法人番号(法人の場合のみ)」に改める。

附則

1 この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の埼玉県税条例施行規則に定める様式による用紙は、  
当分の間、所要の調整をして使用することができる。